
特集：世界の高齢者住宅とケア政策 趣 旨

本研究の出生中位・死亡中位推計によると、団塊の世代(1947～1949年生まれ)が後期高齢者となる2025年には、75歳以上人口は2,167万人、後期高齢化率は18.2%に達する。2005年時点(75歳以上人口1,164万人、後期高齢化率9.1%)に比べ、75歳以上人口は1,003万人増(年平均50万人増)となることから、後期高齢者の急増への迅速な社会的対応が現在求められている。また、認知症高齢者や高齢者単身・夫婦のみ世帯の増加(家族介護力の減少)、年間死亡者数の増加、生産年齢人口の減少なども見込まれており、これら新たな課題をも含めた総合的対応策の検討が急務となっている。

このような人口構造や社会構造の変化のなか、在宅医療や地域ケアの推進により、「住み慣れた地域で高齢者の生活を支えること(エイジング・イン・プレイス)」を重視する様々な政策が、医療・介護・住宅の各分野で現在展開されている。

ただし、社会保障財源の逼迫、療養病床数の削減、医療・介護従事者確保の困難化といった逆風のなか、これら地域包括ケア施策を実効ある形で具現化するためには、単に高齢者の多様な住まいを量的に確保すれば済むという話ではない。これらハード面と、後期高齢者が抱える様々な医療・介護・生活支援ニーズに柔軟かつ適切に対応できる仕組み作り(ソフト面)の一体的・総合的整備が実現できなければ、エイジング・イン・プレイスの実現は困難となる。したがって、医療・介護サービス提供者だけでなく、制度設計担当者にも、制度や省庁という枠組みを超えた、利用者本位の包括的・総合的なサービス提供・制度設計が求められる時代になってきたとの認識が必要である。

このような我が国の状況を踏まえ、欧米諸国(今回は、イギリス、フランス、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、アメリカの6カ国)における高齢者住宅とケア政策の現状と課題、今後の方向性などを分析し、日本における医療・介護・住宅政策に関連する基礎情報やインプリケーションを得ることを目指して、今回、本特集を企画した。ケア政策のあり方が議論のコア部分であり、住宅政策はその重要な周辺要素という位置づけであるものの、本企画は、これまでの高齢者介護ではほとんど取り上げてこなかった住宅政策に対応した本邦初の試みとして意義を有すると言える。

ここで、諸外国の状況も参考にした上で、我が国におけるエイジング・イン・プレイス実現に向けた今後の課題について言及する。

第一に、「療養の継続性をできるだけ担保する」といった基本理念の徹底と、基本理念に即したケア・住宅政策の展開が図れるかである。これまでは、施設の機能をまず決めた上で、その特性にあった高齢者を入院・入所させ、機能低下や対応困難な医療処置が必要になった場合にはほかの施設に移らせるというのが基本的流れであった。今後は、施設の機能に高齢者をあわせるのではなく、高齢者の機能変化に応じて、必要時は外部からのサービスで補完しながら、できるだけ同じ場所で療養が継続できる仕組みに転換すべきである。この点に関しては、スウェーデンやフィンランドの取り組みが参考になろう。

第二に、拡大する民間サービス事業者に対して、自治体の役割をどのように設定するかである。現在、高齢者向け民間賃貸住宅の整備が進んでいるが、介護保険の特定施設の指定を受けた事業所は少ない。これは、

①特定施設の届出を行えば、都道府県による管理・監督が強化される ②特定施設の場合、要介護度に応じた包括点数となっているが、届出を行わず、在宅扱いで介護保険サービスを利用する形態をとれば出来高での請求が可能となる などが影響している可能性が高い。これら事業所を、情報開示や外部監査が実施できる体制の中にかに位置づけるかについて、報酬体系と併せた検討が必要である。

第三に、ケア・住宅政策担当部局、担当者の目標共有化と連携強化が図れるかである。部局をまたがって、エイジング・イン・プレイスという共通の目標を担当者ベースで共有化するためには、彼らをマネジメントする機能の強化が必須となる。担当部局ごとに作成している医療や介護の事業計画なども、担当者の意識改革を図るため、将来的には一本化していく必要があろう。

第四に、高齢者の生活を支えるための、保険外の様々なサービスをいかに確保できるかである。高齢者の生活は保険内サービスだけでは支えきれない。保険外サービスの充実と、保険・保険外サービスの包括的マネジメントが今後の課題であろう。また、介護サービス従事者確保が困難な状況では、高齢者自身に保険外サービス提供者の一員として関与してもらい仕組み作りも必要となろう。

医療・介護・生活支援など、多岐にわたる社会ニーズを有する後期高齢者の急増は、医療・介護サービス提供体制だけでなく、住宅政策にも大きな影響を及ぼす。縦割りの意識が強いサービス専門職、および制度設計者が、事業所や組織の枠を超えて「利用者本位のサービス提供体制構築」の視点で連携を図ることができるかという大きな課題が突きつけられている。本特集で取り上げた諸外国の取り組みが、本邦の今後の取り組みの参考になれば幸甚である。

(川越雅弘 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第4室長)